

シリーズ「権利擁護」①高齢者虐待 ー気付いて！あなたのまわりの高齢者虐待ー

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

今回より2回にわたって、高齢者虐待（2月号）、成年後見制度（3月号）についてお知らせします。

1 高齢者虐待とは？

高齢者虐待とは、高齢者が家族や親族、介護施設の従事者等から、生命、健康、生活を損なわれるような「不当な扱い（権利侵害）」を受けている状態をいいます。そのような扱いを受けている高齢者の権利を守るため、平成18年4月より施行されたのが「高齢者虐待防止法」です。

2 このような行為が「高齢者虐待」です

▶ 虐待の主な種類

- 身体的虐待
- 心理的虐待
- 性的虐待
- 経済的虐待
- 介護・世話の放棄・放任

介護をしている方へ

介護をひとりで頑張りすぎていませんか？誰にも相談できずに負担を抱え込むことで、気づかないうちに虐待に発展してしまうこともあります。介護に疲れを感じたり、認知症の人の介護に悩んだら、一人で悩まずにご相談ください。ささいなことでも、相談することが高齢者虐待防止の第一歩です。



身体



殴る、蹴るなどの暴力

心理



高齢者を叱りつける、無視する

経済



必要な金銭を渡さない、使わせない

放棄・放任



劣悪な住環境に放置する

3 高齢者虐待の現状（大分県：令和2年度集計）

大分県及び各市町村で、令和2年度中に受け付けられた相談・通報件数から集計された結果と内容の特徴は以下のようになっています。

【相談・通報対応件数】327件 → うち → 【虐待と認定された件数】174件

- 特徴① 身体的虐待：79.6% 心理的虐待：42.0% 経済的虐待：17.1%
- 特徴② 虐待をした人の約87%が配偶者、息子、娘といった同居者でした。
- 特徴③ 虐待を受けた高齢者の約36%が要介護認定を受けていました。
- 特徴④ 虐待を受けた高齢者の約74%が何らかの認知症状を有していました。



【高齢者虐待に関する相談及びお問い合わせ窓口】

健康福祉課 福祉グループ ☎76-3821
地域包括支援センター ☎76-3963

国民年金広場

新成人のみなさんへ ー20歳になったら国民年金ー

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802
日田年金事務所 ☎0973-22-6174

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

▶ 将来の大きな支えになります

- ・国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。
（※令和3年4月分～令和4年3月分までの国民年金保険料は、月額16,610円です）
- ・国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

▶ 老後のためだけのものではありません

- ・国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障がいが残ったときに受け取れます。
また、遺族年金は加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。



シリーズ『障がい福祉』 ⑦④

障がい福祉事業所活動の紹介 ーわ～くす・たんぼぼー

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

就労継続支援B型や生活介護のサービスを提供している「わ～くす・たんぼぼ」では、競輪・オートレースの振興を行う（公財）JKAの補助事業を活用し、車いすに対応したスロープ式の福祉車両を新たに導入しました。

車いすのまま車両への乗り降りや移動ができるため、利用者・支援者それぞれの負担軽減や安心・安全な送迎利用に繋がっています。

外出レクなどの行事は新型コロナウイルス感染予防のため控えている状況ですが、車両の利用の幅を広げていき、障がい福祉のより一層の向上を目指します。



▲新たに導入したスロープ式福祉車両



▲リフトアップ式の車両も活躍中